

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」といいます。）第四十一条の規定による平成三十一年度狩猟免許試験並びに法第五十一条の規定による平成三十一年度狩猟免許更新の適性試験（以下「適性検査」といいます。）及び講習を次のとおり実施します。

平成三十年四月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 狩猟免許試験並びに適性検査及び講習の日時、場所及び対象者

1 狩猟免許試験の日時、場所及び対象者

試験日時	試験区分	場 所	対 象 者
平成三十年六月二十四日（日）、同年九月二日（日）及び同年十二月九日（日）午前九時三十分から午後四時まで	適性試験 知識試験 （十二月九日はわな猟免許試験のみ実施）	桜井市大字池之内一三〇の一 奈良県農業研究開発センター 交流サロン棟	新たに狩猟免許を受けようとする者及び既に受けている狩猟免許と異なる種の狩猟免許を受けようとする者（以下「狩猟免許試験対象者」といいます。）であって奈良県に住所があるもの
	技能試験 （十二月九日はわな猟免許試験のみ実施）		狩猟免許試験対象者のうち適性試験及び知識試験の合格者であって奈良県に住所があるもの

2 狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の日時、場所及び対象者

検査及び講習の日時	場 所	対 象 者

平成三十年五月三十一日 (木) 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	吉野郡大淀町大字松 垣本二〇九〇 大淀町文化会館 視聴覚室
平成三十年六月七日(木) 午前九時三十分から午後 零時三十分まで	葛城市寺口一〇九六 奈良県社会教育セン ター 大研修室
平成三十年六月七日(木) 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	御所市大字元町三八 二の一 御所市中央公民館 大会議室
平成三十年六月十四日(木) 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	吉野郡十津川村大字 小原二二五の一 十津川村住民ホール
平成三十年六月十五日(金) 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	五條市本町三丁目一 の二三 五條市立中央公民館 大会議室
平成三十年六月二十八日 (木) 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	吉野郡上北山村大字 河合三三〇 上北山村振興センタ ー 大集会室

平成二十七年度に受けた狩
猟免許を更新しようとする者
であって奈良県に住所がある
もの

<p>平成三十年六月二十九日 (金) 午前九時三十分から午後 零時三十分まで</p>	<p>吉野郡川上村大字迫 五九〇の一 川上総合センター 研修室</p>
<p>平成三十年七月五日(木)) 午前九時三十分から午後 零時三十分まで</p>	<p>奈良市登大路町六の 二 奈良県文化会館 集会室A・B</p>
<p>平成三十年七月五日(木)) 午後一時三十分から午後 四時三十分まで</p>	<p>奈良市登大路町六の 二 奈良県文化会館 集会室A・B</p>
<p>平成三十年七月十二日(木)) 午前九時三十分から午後 零時三十分まで</p>	<p>宇陀市室生大野一六 三七 室生振興センター 研修室</p>
<p>平成三十年七月十二日(木)) 午後一時三十分から午後 四時三十分まで</p>	<p>宇陀市榛原下井足八 二五 宇陀市農村環境改善 センター 「農林会館」大集会 室</p>
<p>平成三十年七月十九日(木))</p>	<p>大和郡山市矢田町四 五四七</p>

	午前九時三十分から午後 零時三十分まで	矢田コミュニテイ会 館 集会室
平成三十年七月十九日（ 木）	午後一時三十分から午後 四時三十分まで	大和郡山市矢田町四 五四七 矢田コミュニテイ会 館 集会室
平成三十年七月二十日（ 金）	午後一時三十分から午後 四時三十分まで	桜井市大字池之内一 三〇の一 奈良県農業研究開発 センター 交流サロン棟
平成三十年七月二十八日 （土）	午前九時三十分から午後 零時三十分まで	橿原市東竹田町一の 一 リサイクル館かしは ら 研修室A・B
平成三十年七月二十八日 （土）	午後一時三十分から午後 四時三十分まで	橿原市東竹田町一の 一 リサイクル館かしは ら 研修室A・B
平成三十年八月五日（日） （）		高市郡高取町大字吉 備一

午前九時三十分から午後 零時三十分まで	森林技術センター 林業研修館
平成三十年八月五日（日） 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	高市郡高取町大字吉 備一 森林技術センター 林業研修館
平成三十年八月二十三日 （木） 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	吉野郡十津川村大字 小原二二五の一 十津川村住民ホール
平成三十年八月二十四日 （金） 午後一時三十分から午後 四時三十分まで	高市郡高取町大字吉 備一 森林技術センター 林業研修館

二 試験、適性検査及び講習の内容

1 試験

狩猟に関する適性、技能及び知識について次のとおり行います。

(一) 適性試験

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

(二) 技能試験

次の表の上欄に掲げる狩猟免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる課題について行います。

狩猟免許	課	題
------	---	---

の種別	網猟免許	わな猟免許	第一種銃猟免許	第二種
	<p>一 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。</p> <p>二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」といいます。）第二条第二号に掲げる網の一つを架設すること。</p> <p>三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</p>	<p>一 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。</p> <p>二 省令第二条第三号に掲げるわなの一つを架設すること。</p> <p>三 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。</p>	<p>一 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。</p> <p>二 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。</p> <p>三 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。</p> <p>四 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。</p> <p>五 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。</p> <p>六 距離の目測を行うこと。</p> <p>七 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</p>	<p>一 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで</p>

銃猟免許

装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。

二 距離の目測を行うこと。

三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に
行うこと。

(三) 知識試験

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- (2) 猟具に関する知識
- (3) 鳥獣に関する知識
- (4) 鳥獣の保護管理に関する知識

2 適性検査

- (一) 視力
- (二) 聴力
- (三) 運動能力

3 講習

- (一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- (二) 猟具
- (三) 鳥獣
- (四) 鳥獣の保護管理

三 試験、適性検査及び講習の申請手続

1 申請

狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書（一般社団法人奈良県猟友会及び同支部で交付する用紙を使用すること。）一通に次に掲げる書類を添付してください。

- (一) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の写し（申請者が当該許可を現に受けている場合に限りません。）

- (二) 法第四十条第二号から第四号までに該当しないことの医師の診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合に限ります。） 一通

- (三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチ）

ンチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月
日を記載したもの） 一枚

(四) 住民票抄本 一通

2 申請期限

受けようとする試験、適性検査及び講習の各期日の十日前までとします。

3 申請書の提出先

奈良市内侍原町六の一 奈良県林業会館内

一般社団法人奈良県猟友会

4 手数料

(一) 法第四十九条第一号に規定する者に係るもの 三、九〇〇円

(二) 法第五十一条第一項に規定する者に係るもの 二、九〇〇円

(三) その他に係るもの 五、二〇〇円

四 その他

1 試験、適性検査及び講習の開始後は会場への入場は認めませんので注意してくだ
さい。

2 駐車場の用意はしませんので公共交通機関をご利用ください。

3 試験、適性検査及び講習に関する問合せ先は、次のとおりとします。

奈良県農林部農業水産振興課鳥獣対策係（〇七四二―二七―七四八〇）

一般社団法人奈良県猟友会（〇七四二―二六―八一―二五）